現行計画の体系 基本理念 施策の方向性 目標 施策の柱 (1) 障害を理由とする差別の解消の 推進 【目標 誰 1] もが (2) 権利擁護の推進 住み慣れ ?居場 た地域で 1 共生社会の実現に 安心して 向けた取組の推進 (3) 精神障害にも対応した地域包括ケア 所 暮らし続 システムの構築システムの構築 と出 けるため [番を持 の体制の (4) 市民の意識啓発 整備を強 化します て、 (1) 包括的な支援体制の整備 共に支え合い 2 障害のある人が安 【目標 (2) 障害福祉サービスの充実 心して暮らせる地 2] 域社会の実現 利用者の (3) 各種助成制度の適切な運用 自立を支 なが え、介護 b する家族 (4) 災害時への備えの充実 等を支援 安 する障害 心 3 障害のある人の社会 (1) 社会参加の促進 してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会 福祉サー 参加等による豊かな ビスの充 暮らしの実現 実を図り (2) 日中活動の充実 ます (3) 当事者活動の促進 (1) 一般就労の促進 【目標 4 就労の支援と定着の 3] 促進 一人一人 (2) 福祉的就労の促進 の出番を 創出し、 生きがい を持って (1) 児童発達支援事業等の充実 いきいき の 5 障害児支援体制の整 と暮らせ 実現 (2) 重症心身障害児等に対応した児童 るまちづ 発達支援事業等の充実 くりを推 進します (3) 医療的ケア児支援体制の確保

1 共生社会の実現に向けた取組の推進

(1) 障害と理由とする差別の解消の推進

≪主な取組≫

障害を理由とする差別の解消に向け、講演会等の開催や市広報紙への掲載、企業等への啓発パンフレットの配布など、市民への意識啓発に努めたほか、障害を理由とする差別等事案の情報提供を受け、上越市障害者差別解消支援地域協議会において、個別事案の共有と対応を協議するとともに、関係機関に対し必要な周知を行いました。

≪課題≫

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたいことがあるとの回答が 34.4%との結果であったことから、障害を理由とする差別の解消に向け、市民への意識啓発を強化していく必要があります。

(2)権利擁護の推進

≪主な取組≫

障害などにより判断能力が低下している身寄りのない人等が適切な財産管理や身上保護ができるよう 成年後見制度を利用するため、市長申立を実施したほか、所得の少ない人に対して、申立費用等の助成 を行いました。

また、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係団体と、地域における成年後見制度の利用状況や課題等を把握するとともに、現状の共有を図るため、成年後見制度利用促進連絡連携会議を開催し、意見交換を行いました。

障害者虐待防止の推進のため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援につなげました。

≪課題≫

成年後見制度が正しく理解されていない状況があるため、市民や支援者向けに研修会等を開催し、成年後見制度を周知していく必要があります。

成年後見制度の広報・啓発、相談を行うほか、後見人の支援や育成等を実施するために中核機関を設置し、包括的な支援体制の構築を図る必要があります。

成年後見制度利用助成の対象となる要件が他市よりも厳しく、低所得者等の申立てが進めにくいという意見があることから、助成対象の見直し等について、検討していく必要があります。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

≪主な取組≫

令和2年度に地域包括支援センターに障害者等の相談窓口を付加したことで精神障害のある人等の相談件数は増加しています。

また、県が主催する上越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援部会」に参画し、精神障害のある長期入院患者が、地域での暮らしに移行するための課題や支援の在り方などを検討したほか、精神障害を広く周知するため、フォーラム等を開催しました。

令和4年度からはこれまで県が行っていた長期入院患者の退院に向けた申請前支援を市が引継ぎ、地域包括支援センターとともに支援にあたっています。

県主催の研修会や相談支援事業所が主催する勉強会に参加し、関係機関や当事者の皆さんと現状の課題等について協議を進めました。

≪課題≫

今後、地域移行支援・定着支援の利用希望が増加することが予想されるため、相談支援や受け入れ体制などを充実させる必要があります。

長期入院患者に対し、適切なタイミングで退院支援ができるよう、医療との更なる相互理解と連携を図っていく必要があります。

(4) 市民の意識啓発

≪主な取組≫

「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、条例の理念の下、フォーラムの開催やリーフレットの配布などを通じて、障害のある人に対する市民の理解の促進を図りました。

≪課題≫

アンケート調査では、地域生活や就労支援において「必要だと思うもの」の問いに対し、「地域住民や職場の理解」を求める回答が多く寄せられていることから、引き続き、市の広報紙やホームページ等による情報発信を充実するとともに、イベント等の開催を通じて、障害を理由とする偏見や差別の解消、障害特性についての理解など、広く市民に周知・啓発を図る必要があります。

聴覚に障害のある人は、急病などの緊急時のコミュニケーションに不安を抱えており、手話通訳をより利用しやすい環境を整えていく必要があります。

2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現

(1) 包括的な支援体制の整備

≪主な取組≫

令和2年度に地域包括支援センターに障害等の相談窓口を付加したことから相談件数は増加し、潜 在的な課題の掘り起こしや課題解決に向けた支援につなげました。

令和4年度から、市内4か所の地域生活支援拠点運営事業所の連携を強化して、困難ケースへの対応や緊急受入体制の強化、専門的人材の育成などに取り組むとともに、令和5年度からは強度行動障害を有する人やその家族が安心して生活を送れるようにするため、緊急時に障害福祉サービス事業者等と連携して適切な支援ができるよう緊急時支援事業を創設し、緊急支援シートの作成等に取り組みました。

≪課題≫

相談支援専門員の人員不足や更なる資質の向上を求める声があるほか、市の相談支援体制の充実を求める声があります。

相談支援事業所からは、報酬単価が安く運営が厳しいとの声があります。

自立支援協議会の専門部会が限定的かつ短期のものとなっていることから、関係者が地域課題の解決に向け、継続的に協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討できる場となるよう見直しが必要です。

複合的な課題を抱える世帯を支援していくため、引き続き、地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

(2) 障害福祉サービスの充実

≪主な取組≫

障害のある人の自立を支え、地域で安心して暮らすことができるようグループホーム等の施設整備を 推進したほか、障害福祉サービスの利用に必要な介護給付費・訓練等給付費の支給などを通じて、障害 のある人の経済的負担の軽減を図るとともに、自立や社会参加を支援しました。

令和4年度から、障害福祉サービス事業所において、強度行動障害を有する利用者への適切な支援方法について専門家から指導や助言を受ける取組を支援しました。

自立支援協議会の「福祉人材育成部会」において、福祉事業所職員の人材育成と人材確保に向けた協議を進め、新人・中堅職員向け研修会を企画・実施したほか、将来の障害福祉人材の確保に向け、令和5年度から市内の小中学校を対象に「障害福祉を学ぶ講師派遣事業」をモデル的に実施しました。

≪課題≫

強度行動障害を有するなど重い知的・発達障害のある人を受け入れることができる事業所が少なく、 希望どおり利用ができていません。事業所の受け入れ体制の充実を求める声が多く寄せられているが、 事業所側では、ニーズに対応できる人材の確保が困難な状況です。

親亡き後も安心して過ごせる多様なニーズに対応できるグループホームや入所施設が求められています。

医療的ケアが必要な児童の保護者からは、医療的ケアに対応できる事業所が限られていることから、 特別支援学校卒業後の進路が不安との声が聞かれます。

(3) 各種助成制度の適切な運用

≪主な取組≫

重度心身障害者に対する医療費の助成や特別障害者等への手当の給付等について、適正な運用を図り、 障害のある人の経済的負担の軽減を図りました。

令和5年度から、特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、「福祉 有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用する際に支払う料金の一部を助成しました。

≪課題≫

アンケート調査では、地域で生活するために「必要だと思う支援」の問いに対し、「経済的負担の軽減」を求める回答が 46.4%と最も高い結果となっています。

障害のある人や障害者団体からは、医療費助成の拡充など経済的負担の軽減を求める意見があります。

(4) 災害時への備えの充実

≪主な取組≫

新規の福祉避難所対象者について受入れ先事業所との調整を行ったほか、令和 5 年度から在宅で人工 呼吸器を使用している人が災害等による長期の停電や非常時において電源を確保できるよう、日常生活 用具の給付対象に電源装置を追加しました。

指定避難所においては、福祉避難スペースを設けるとともに、避難所初動対象職員などを対象に、合理的配慮も含め避難所運営研修を実施しました。

≪課題≫

アンケート調査では、災害時に困ることとして、「迅速に避難することができない」が 41.8%、「投薬や治療、医療的ケアが受けられなくなる」が 32.7%と高い結果であったことから、地域の関係者の協力を得ながら、障害のある人が支えられ、守られる地域づくりに取り組む必要があります。

3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

(1) 社会参加の促進

≪主な取組≫

外出時の移動支援に対するニーズに応えるため、タクシーの利用助成や自動車運転免許取得費の助成 など各種助成制度のほか、福祉バスの運行を行いました。

手話通訳者等の養成や派遣を継続して行うとともに、令和4年度から18歳未満の軽・中等度難聴児を対象に実施していた補聴器の購入補助について、切れ目のない支援を提供するため、対象者を全年齢に拡大しました。

≪課題≫

アンケート調査では、外出時に支援が必要な人で、どのように外出しているかの問いに対し、「家族の付き添い」が 64.4%、「福祉サービスを利用」が 27.9%で、重度の知的障害のある人からは、外出時に必要な支援を行う「行動援護」の充実を求める声があります。

(2) 日中活動の充実

≪主な取組≫

地域活動支援センターに対して運営に係る費用を補助することで、障害のある人の日中活動(サークル活動、創作活動など)の場を確保し、障害のある人の地域生活を支援しました。

≪課題≫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年度から休止している「福祉事業所合同説明会」の再開を望む声があります。

(3) 当事者活動の推進

≪主な取組≫

障害者団体が行う障害福祉等に関する勉強会などの自主的な活動を支援するため補助金を交付したほか、手帳交付時等における構成団体の活動内容を紹介するチラシの配布や障害福祉ハンドブックでの紹介などにより、団体の周知を図りました。

≪課題≫

会員の高齢化や会員数の減少、役員のなり手がいないことが課題となっています。

4 就労の支援と定着の促進

(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進

≪主な取組≫

就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、就労意欲のある在宅で生活している障害のある人の一般就労とその定着に向けたサポートに取り組みました。

市内の障害者福祉事業所で構成する「上越ワーキングネットワーク」が行う共同受注の窓口運営や受託先の開拓、農福連携などの取組を支援しました。

自立支援協議会の「就労支援部会」において、障害者雇用促進セミナーの開催や啓発チラシを作成したほか、就職活動で使用する「就職・実習希望者エントリーシート」を作成し、障害者雇用の推進に取組みました。

市内において、新たな就労継続支援A型・B型事業所が開設され、それぞれ特色を活かした作業内容に取り組んでいることから、障害のある人が個々の特性に見合った事業所を選択できるようになりました。

≪課題≫

アンケート調査では、60歳以下のサービス未利用者のうち、「仕事をしたい」とする回答が 48.4%であり、多くの人が就労の意欲を示しています。

また、就労において必要なことについては、「職場の理解」が52.9%、「通勤手段の確保」が31.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が25.6%であり、職場における障害特性の理解や合理的配慮の提供が必要です。

5 障害児支援体制の整備

(1) 児童発達支援事業等の充実

≪主な取組≫

個々の障害特性やニーズ等に合わせた事業所やサービスの選択ができるよう、児童発達支援事業や放 課後等デイサービスについて、運営団体と協議の上、整備を進めました。

こども発達支援センターでは、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者への発達相談を行うとともに、 発達に遅れ等のある子どもへの療育を行いました。また、令和3年度から、保育園等において障害のある子 どもを対象に、子どもの特性に応じた支援方法について助言する保育所等訪問支援事業を新たに実施しまし た。

≪課題≫

近年、民間児童発達支援事業所が増えるなかで、民間事業所との連携強化が求められています。

(2) 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実

≪主な取組≫

令和3年度から、市と事業者が連携し、重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童に対応した児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を福祉交流プラザ内に開設しました。

≪課題≫

重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童に対応した児童発達支援事業所が市内に1か所しかなく、感染症等の流行により閉鎖された場合、ほかに行き場がないことに対する不安の声があります。

(3) 医療的ケア児支援体制の確保

≪主な取組≫

自立支援協議会の「重心・医療ケア部会」において、医療的ケア児者の地域での支援体制について協議するとともに、相談窓口や支援制度をまとめた「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための在宅生活支援ハンドブック」を作成しました。

令和5年度から、医療的ケアが必要な児童等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援するため、日中一時支援事業を拡充しました。

≪課題≫

令和3年度に自立支援協議会の「重心・医療ケア部会」において実施したアンケート調査では、今後、特に必要な支援として、「医療型ショートステイの充実」や「医療的ケアにも対応できる通所施設の充実」、「保育園・地域の学校での受入体制の充実」を求める回答が多く寄せられています。